

○財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五

十八回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十七条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

五

募方

イ

ロ

ごとの応募限度額を定めるもの  
に よる 発 行 第 二 以 下 格 競 争 入 札  
別 加 入 第 二 非 国 債 市 場 特  
行 者 ・ 行 一 以 下 格 競 争 入 札

各 申 込 み の うち 応募 額 を 順 次 割 り  
も の か ら そ の 応募 額 を 順 次 割 り  
当 て る 。  
各 国 債 市 場 特 別 参加 者 各 申 込  
募 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申 込  
込 み の 応募 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ

発

ロ

国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の  
国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の  
国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の  
国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の

ロ

国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の  
国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の  
国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の  
国債 特別 参加 場 所 募集 決定 の

額 面 金 額 九 千 九 百 十 九 億 円  
う ち 基 礎 金 額 一 千 九 百 十 九 億 円  
定 め る 基 礎 金 額 一 千 九 百 十 九 億 円  
二 億 六 千 六 百 十 七 万 九 千 九 百 十 九 円  
計 一 千 九 百 十 七 万 九 千 九 百 十 九 円  
項 の 規 定 する 基 礎 金 額 一 千 九 百 十 七 万 九 千 九 百 十 九 円  
千 四 百 十 六 億 三 千 九 百 十 七 万 九 千 九 百 十 九 円  
特 別 会 計 に 関 する 規 定 する 基 礎 金 額 一 千 九 百 十 七 万 九 千 九 百 十 九 円  
条 第 一 項 の 規 定 する 基 礎 金 額 一 千 九 百 十 七 万 九 千 九 百 十 九 円  
た 利 付 国 債 の 規 定 する 基 礎 金 額 一 千 九 百 十 七 万 九 千 九 百 十 九 円



十九 十八 十七 十六 十五 十四

十三 十二 口

払者入払元償償 後第  
込札場利還還 の二  
期参所金金期 子以  
日加支額限

初利入価・別債行争非者特国入  
期札格第参市及入価・別債札  
利発競II加場び札格第参市発  
子率行争非者特国発競I加場行

平成二十八年九月二十日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成四十八年九月二十日  
利子を支払う。六月間に属する  
て、その日以前六月間に属する  
を支払期とし、各支払期におい  
毎年三月二十日及び九月二十日  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。六月間に属する  
平成四十八年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

額面金額  $\times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$   
規定する期日について同じ。  
下、次号及び第十五号において  
は、その翌営業日に支払う（以  
期が銀行休業日に当たるとき  
た金額を支払う。ただし、支払  
期とし、次の算式により算出し  
平成二十九年三月二十日を支払  
年〇・五パーセント  
平成二十九年三月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）

銭額以上  
の金額  
それぞれ  
の応募  
価格  
百一円  
十五